

令和２年かすみがうら市議会第３回定例会
市長提出議案集

令和２年９月１日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 8 号	令和元年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金 不足比率について	1
		令和元年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書	2～6
2.	報告第 9 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	7～8
3.	議案第 40 号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例の制定について	9～10
4.	議案第 41 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）	11～25
5.	議案第 42 号	令和 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）	26～32
6.	議案第 43 号	令和元年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定 について	33
7.	議案第 44 号	令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	34
8.	議案第 45 号	令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入 入歳出決算の認定について	35
9.	議案第 46 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	36
		令和元年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出 決算及び基金運用状況審査意見書	37～53

10. 議案第 47 号	令和元年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	54
11. 議案第 48 号	令和元年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	55
	令和元年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書	56～63
12. 議案第 49 号	新治地方広域事務組合の解散について	64
13. 議案第 50 号	新治地方広域事務組合の解散に伴う財産処分について	65～68
14. 議案第 51 号	霞台厚生施設組合理約の変更について	69～71

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	72～76
・ 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表	(72)
かすみがうら市監査委員条例 新旧対照表(第 1 条関係)	(72)
かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	(72)
・ 霞台厚生施設組合理約 新旧対照表	(72～76)

報告第8号

令和元年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.21)	— (18.21)	9.5 (25.0)	57.7 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

令和元年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 66 号
令和 2 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員

同

同

古 川 誠

坂 本 裕

田 谷 文



令和元年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に係る健全化判断比及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査日

令和 2 年 8 月 5 日

第 3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか。また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率審査

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	参考(平成30年度)
①実質赤字比率	—	13.21	—
②連結実質赤字比率	—	18.21	—
③実質公債費比率	9.5	25.0	9.9
④将来負担比率	57.7	350.0	55.9

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

(2) 個別意見

①実質赤字比率

令和元年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△4.58%（平成30年度△8.84%）となっており、早期健全化基準の13.21%と比較すると、これを下回っている。

②連結実質赤字比率

令和元年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△14.12%（平成30年度△16.76%）となっており、早期健全化基準の18.21%と比較すると、これを下回っている。

③実質公債費比率

令和元年度の実質公債費比率は9.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の9.9%と比較すると0.4ポイント減少している。

④将来負担比率

令和元年度の将来負担比率は、57.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の55.9%と比較すると1.8ポイント増加している。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

2 資金不足比率審査

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

■水道事業会計		(%)	
比 率 名	令和元年度	経営健全化基準	参考(平成 30 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■下水道事業会計		(%)	
比 率 名	令和元年度	経営健全化基準	参考(平成 30 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

(2) 個別意見

令和元年度の水道事業会計並びに下水道事業会計の資金不足比率は、ともに資金不足額もなく、経営健全化基準の 20.0%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} \\ (3 \text{ か年平均}) \end{aligned} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元} \\ &\text{利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財} \\ &\text{政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} \end{aligned} = \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ &\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準} \\ &\text{財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第 9 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年７月１４日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び
和解について

- 1 事故発生日時 令和２年６月１６日（火）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市戸崎２４７０番２地先
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 当課職員が常温合材にてデポット補修したところ、当日夜間から大雨降雨があり、密着性が弱くなったところへ多くの通過交通があったことから、隣接する蓮田に固め敷き均した合材の粒子や油分が飛び散り、収穫に損害を与えた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (１) 損害賠償額 ３９，２９６円
 - (２) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

議案第40号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(かすみがうら市監査委員条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市監査委員条例（平成17年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第3項」に改める。

(かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,589千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,767,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		7, 211, 677	98, 129	7, 309, 806
	2 国 庫 補 助 金	5, 497, 080	98, 129	5, 595, 209
16 県 支 出 金		1, 322, 176	71, 218	1, 393, 394
	2 県 補 助 金	464, 670	70, 983	535, 653
	3 県 委 託 金	82, 975	235	83, 210
19 繰 入 金		1, 361, 406	2, 161	1, 363, 567
	1 基 金 繰 入 金	1, 361, 403	2, 161	1, 363, 564
20 繰 越 金		399, 811	23, 611	423, 422
	1 繰 越 金	399, 811	23, 611	423, 422
21 諸 収 入		299, 018	72, 496	371, 514
	4 受 託 事 業 収 入	14, 539	△3, 735	10, 804
	5 雑 入	260, 429	76, 231	336, 660
22 市 債		2, 022, 000	△15, 026	2, 006, 974
	1 市 債	2, 022, 000	△15, 026	2, 006, 974
歳 入 合 計		24, 515, 001	252, 589	24, 767, 590

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		6, 217, 764	34, 394	6, 252, 158
	1 総 務 管 理 費	5, 855, 026	30, 078	5, 885, 104
	2 徴 税 費	210, 058	561	210, 619
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	132, 233	3, 520	135, 753
	5 統 計 調 査 費	18, 662	235	18, 897
3 民 生 費		6, 282, 736	30, 150	6, 312, 886
	1 社 会 福 祉 費	3, 129, 411	12, 907	3, 142, 318
	2 児 童 福 祉 費	2, 667, 235	17, 243	2, 684, 478
4 衛 生 費		2, 791, 066	△11, 006	2, 780, 060
	1 保 健 衛 生 費	2, 791, 066	△11, 006	2, 780, 060
6 農 林 水 産 業 費		721, 107	2, 361	723, 468
	1 農 業 費	702, 263	200	702, 463
	2 林 業 費	14, 779	2, 161	16, 940
7 商 工 費		904, 213	186, 625	1, 090, 838
	1 商 工 費	904, 213	186, 625	1, 090, 838
9 消 防 費		1, 158, 857	14, 374	1, 173, 231
	1 消 防 費	1, 158, 857	14, 374	1, 173, 231
10 教 育 費		2, 626, 015	△4, 309	2, 621, 706
	2 小 学 校 費	1, 523, 430	724	1, 524, 154
	3 中 学 校 費	348, 991	1, 355	350, 346
	4 社 会 教 育 費	292, 660	△3, 205	289, 455
	5 保 健 体 育 費	147, 087	△3, 183	143, 904

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	24,515,001	252,589	24,767,590
合	計			

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	600,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	568,674	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
旧霞ヶ浦高齢者センター解体事業債	0				16,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,605,712	0	5,605,712
2 地 方 譲 与 税	233,600	0	233,600
3 利 子 割 交 付 金	5,017	0	5,017
4 配 当 割 交 付 金	21,788	0	21,788
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,954	0	11,954
6 法 人 事 業 税 交 付 金	60,986	0	60,986
7 地 方 消 費 税 交 付 金	876,830	0	876,830
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	101,000	0	101,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	25,558	0	25,558
10 地 方 特 例 交 付 金	20,000	0	20,000
11 地 方 交 付 税	4,740,382	0	4,740,382
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,600	0	6,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	100,842	0	100,842
14 使 用 料 及 び 手 数 料	52,639	0	52,639
15 国 庫 支 出 金	7,211,677	98,129	7,309,806
16 県 支 出 金	1,322,176	71,218	1,393,394
17 財 産 収 入	15,753	0	15,753
18 寄 附 金	20,252	0	20,252
19 繰 入 金	1,361,406	2,161	1,363,567
20 繰 越 金	399,811	23,611	423,422
21 諸 収 入	299,018	72,496	371,514

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	2, 022, 000	△15, 026	2, 006, 974
歳	入	24, 515, 001	252, 589	24, 767, 590
合 計				

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	144,949	0	144,949						
2 総 務 費	6,217,764	34,394	6,252,158	39,322				△4,928	
3 民 生 費	6,282,736	30,150	6,312,886	17,243	16,300	△4,435		1,042	
4 衛 生 費	2,791,066	△11,006	2,780,060	2,844		△2,113		△11,737	
5 労 働 費	26,088	0	26,088						
6 農 林 水 産 業 費	721,107	2,361	723,468			2,361			
7 商 工 費	904,213	186,625	1,090,838	107,307		78,844		474	
8 土 木 費	1,548,820	0	1,548,820						
9 消 防 費	1,158,857	14,374	1,173,231	552				13,822	
10 教 育 費	2,626,015	△4,309	2,621,706	2,079				△6,388	
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,063,384	0	2,063,384						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	24,515,001	252,589	24,767,590	169,347	16,300	74,657		△7,715	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	4,927,061	77,090	5,004,151	1 総 務 費 補 助 金	77,090	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省) 8,448 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金 68,642
2民生費国庫補助金	208,661	16,517	225,178	2 児童福祉費補助金	12,080	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助 金
				3 子ども・子育て 支 援 交 付 金	4,437	放課後児童健全育成事業
7教育費国庫補助金	210,824	522	211,346	1 小学校費補助金	361	学校保健特別対策事業費補助金
				2 中学校費補助金	161	学校保健特別対策事業費補助金
9商工費国庫補助金	0	4,000	4,000	1 観 光 費 補 助 金	4,000	地方スポーツ振興費補助金
計	5,497,080	98,129	5,595,209			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

5商工費県補助金	1,038	70,983	72,021	1 商 工 費 補 助 金	70,983	自然環境整備交付金 13,500 茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金 57,483
計	464,670	70,983	535,653			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1総務費県委託金	81,322	235	81,557	3 統計調査費委託金	235	国勢調査委託金
計	82,975	235	83,210			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

7森林環境譲与税基金 繰 入 金	0	2,161	2,161	1 森 林 環 境 譲 与 税 基 金 繰 入 金	2,161	林業振興事業
計	1,361,403	2,161	1,363,564			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰 越 金	399,811	23,611	423,422	1 繰 越 金	23,611	前年度繰越金
計	399,811	23,611	423,422			

(款) 21 諸収入

(項) 4 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費受託事業収入	9,749	△3,735	6,014	1 後期高齢者受託事業収入	△3,735	後期高齢者健診事業委託料
計	14,539	△3,735	10,804			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

5保健衛生費納入金	5,546	△2,113	3,433	1 保健衛生費納入金	△2,113	健診・検査代等
7雑入	223,282	78,344	301,626	1 雑入	78,344	機構集積協力金返還金 200 後期高齢者健康診査詳細項目受診料 △700 新型コロナ対策プレミアム付商品券売上金 78,844
計	260,429	76,231	336,660			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

5臨時財政対策債	600,000	△31,326	568,674	1 臨時財政対策債	△31,326	臨時財政対策債
7民生債	0	16,300	16,300	1 旧霞ヶ浦高齢者センター解体事業債	16,300	旧霞ヶ浦高齢者センター解体事業債
計	2,022,000	△15,026	2,006,974			

3 歳 出

(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
7 企 画 費	140,963	3,690	144,653	3,690				18 負担金、補助及び交付金	3,690	07 公共交通対策事業（政策） 18 新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援金 3,690
11 情報管理費	190,397	26,388	216,785	26,388				12 委託料	26,388	03 電算ネットワークシステム整備事業 12 テレワーク環境構築業務委託 26,388
計	5,855,026	30,078	5,885,104	30,078						

(款) 2 総務費				(項) 2 徴税費					
2 賦 課 費	56,456	561	57,017	561			10 需用費	561	02 市税賦課事務事業 10 消耗品費 561
計	210,058	561	210,619	561					

(款) 2 総務費				(項) 3 戸籍住民基本台帳費					
1 戸籍住民基本台帳費	131,339	3,520	134,859	8,448		△4,928	12 委託料	3,520	03 住民基本台帳事業 12 住民基本台帳システム改修委託 3,520
計	132,233	3,520	135,753	8,448		△4,928			

(款) 2 総務費				(項) 5 統計調査費					
2 基幹統計費	18,171	235	18,406	235			10 需用費	235	02 基幹統計調査事業 10 消耗品費 235
計	18,662	235	18,897	235					

(款) 3 民生費				(項) 1 社会福祉費					
2 老人福祉費	100,699	18,150	118,849		16,300	1,850	14 工 事 請 負 費	18,150	16 旧高齢者センター管理運営事業 14 旧霞ヶ浦高齢者センター解体工事 18,150
6 老人医療費	533,329	△5,243	528,086			△808	12 委託料	△5,243	07 後期高齢者保健事業 12 後期高齢者健診事業委託料 △5,243
計	3,129,411	12,907	3,142,318		16,300	1,042			

(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費					
2 児童措置費	946,216	12,806	959,022	12,806			10 需用費 11 役務費	38 688	02 児童扶養手当事業 18 ひとり親世帯臨時特別給付金 05 児童手当事業 10 消耗品費 12,080 726 6

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(2 児 童 措 置 費)								18 負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	12, 080	10 印刷製本費 32 11 通信運搬費 688
6 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費	200, 398	4, 437	204, 835	4, 437				10 需 用 費 17 備 品 購 入 費	1, 157 3, 280	02 放課後児童健全育成事業 4, 437 10 消耗品費 1, 157 17 児童クラブ運営備品 3, 280
計	2, 667, 235	17, 243	2, 684, 478	17, 243						

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	594,738	2,844	597,582	2,844				10 需用費	1,685	16 感染症対策事業 2,844 10 消耗品費 1,685 17 サーマルカメラ 548 18 地域外来・検査センター（PCR検査場）負担金 611
								17 備品購入費	548	
								18 負担金、補助及び交付金	611	
3 保健事業費	46,786	△13,850	32,936			△2,113	△11,737	10 需用費	△898	02 各種検診事業 △12,015 12 胃がん検診委託 △1,485 12 肝炎ウイルス検診委託 △231 12 骨粗しょう症検診委託 △121 12 子宮がん検診委託 △1,570 12 成人健診委託 △169 12 前立腺がん検診委託 △1,137 12 大腸がん検診委託 △1,408 12 乳がん検診委託 △660 12 肺がん・結核検診委託 △2,392 12 腹部超音波検診委託 △2,842
								12 委託料	△12,715	
								13 使用料及び賃借料	△237	
										05 健康づくり推進事業（政策） △1,835 10 消耗品費 △700 10 印刷製本費 △198 12 健康づくり推進事業委託 △700 13 健康づくり推進事業備品等借上料 △237
計	2,791,066	△11,006	2,780,060	2,844		△2,113	△11,737			

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 農業振興費	45,696	200	45,896			200		22 償還金、利子及び割引料	200	13 農地中間管理事業（政策） 22 県補助金等返還金	200 200
計	702,263	200	702,463			200					

(項) 2 林業費

1 林業振興費	14,779	2,161	16,940		2,161	12 委託料	2,161	02 林業振興事業	2,161
計	14,779	2,161	16,940		2,161			12 森林経営管理準備業務委託	2,161

(項) 1 商工費

2 商工振興費	657,460	168,651	826,111	89,807		78,844		11 役務費	1,062	03 中小企業対策事業（政策） （財源振替）			
								12 委託料	9,900				
								18 負担金、補助及び交付金	157,689			05 商工振興事業（政策）	168,651
								11 手数料	1,062				
								12 かすみがうら市学生応援ふるさと便事業管理運営委託	9,900				
								18 かすみエールプレミアム商品券交付金	157,689				
3 観光費	125,573	17,974	143,547	17,500			474	12 委託料	1,000	07 観光交流推進事業（政策）	△20,026		
								14 工事請負費	33,000			18 かすみがうら祭実行委員会補助金	△13,096
								18 負担金、補助及び交付金	△16,026			18 あゆみ祭補助金	△6,930
										09 雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）	34,000		
								12 工事監理業務委託	500				
								12 ネイチャーセンター改修設計委託	500				
								14 ネイチャーセンター改修工事	33,000				
										13 観光サイクリング事業（政策）	4,000		
								18 かすみがうらアクティビティコミッション補助金	4,000				
計	904,213	186,625	1,090,838	107,307		78,844	474						

(項) 1 消防費

1 常備消防費	699,580	1,408	700,988	552			856	12 委託料	856	03 常備消防事業	1,408
								14 工事請負費	552	12 4種ワクチン接種業務委託	856

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(1 常備消防費)									14 トイレ洗面所自動水栓化工事 552	
4 災害対策費	316,726	12,966	329,692				12,966	14 工 事 請 負 費	12,966	08 防災無線整備事業（政策） 14 防災行政無線再送信子局移設及び屋外拡声子局取替工事 12,966
計	1,158,857	14,374	1,173,231	552			13,822			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小 学 校 管 理 費	330,338	724	331,062	724				10 需用費 517	08 小学校保健事業 724
								13 使用料及び賃借料 207	10 消耗品費 517
									13 体温チェックアプリ利用料 207
計	1,523,430	724	1,524,154	724					

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中 学 校 管 理 費	146,921	323	147,244	323				10 需用費 270	06 中学校保健事業 323
								13 使用料及び賃借料 53	10 消耗品費 270
									13 体温チェックアプリ利用料 53
2 中学校教育振興費	127,347	1,032	128,379	1,032				18 負担金、補助及び交付金 1,032	11 中学校教育振興事業（政策） 1,032
									18 修学旅行キャンセル負担金 1,032
計	348,991	1,355	350,346	1,355					

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	69,260	△1,200	68,060				△1,200	12 委託料 △1,200	10 生涯学習市民協働事業（政策） 12 生涯学習市民協働業務委託 △1,200
2 公民館費	85,681	△2,252	83,429				△2,252	7 報償費 △556	16 霞ヶ浦中地区公民館コミュニティ活動事業（政策） △704
								10 需用費 △51	7 地区公民館各種行事謝礼 △264
								12 委託料 △50	7 記念品 △232
								13 使用料及び賃借料 △1,595	10 印刷製本費 △51
									13 イベント機材等借上料 △157
									22 千代田中地区公民館コミュニティ活動事業（政策） △495
									13 車借上料 △495
									23 下稻吉中地区公民館コミュニティ活動事業（政策） △1,053

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
(2 公民館費)									7 地区公民館各種行事謝礼 12 イベント会場及び駐車場警備委託 13 イベント機材等借上料	△60 △50 △943	
4 図書館費	63,739	247	63,986				247	17 備 品 購入費	247	03 図書館運営事業（政策） 17 図書館管理備品	247 247
計	292,660	△3,205	289,455				△3,205				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

2 体育施設 管 理 費	90,850	△3,183	87,667				△3,183	12 委託料	△3,183	06 第 1 常陸野公園管理運営事業 △3,183 12 管理棟解体工事設計委託 1,430 12 プール監視・管理委託 △5,190 12 管理棟アスベスト含有調査委託 577
計	147,087	△3,183	143,904				△3,183			

議案第42号

令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,632,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
8 繰越金		1,000	3,815	4,815	
	1 繰越金	1,000	3,815	4,815	
歳 入 合 計		3,629,000	3,815	3,632,815	

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
7 諸	支 出 金		1, 002	3, 815	4, 817
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1, 000	3, 815	4, 815
歳 出 合 計			3, 629, 000	3, 815	3, 632, 815

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	787,902	0	787,902
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	762,607	0	762,607
4 支払基金交付金	924,537	0	924,537
5 県支出金	521,073	0	521,073
6 財産収入	35	0	35
7 繰入金	609,767	0	609,767
8 繰越金	1,000	3,815	4,815
9 諸収入	9,533	0	9,533
10 介護サービス収入	12,446	0	12,446
歳入合計	3,629,000	3,815	3,632,815

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	99,348	0	99,348				
2 保 険 給 付 費	3,391,484	0	3,391,484				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	108,551	0	108,551				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	18,579	0	18,579				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	1,002	3,815	4,817				3,815
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,629,000	3,815	3,632,815				3,815

2歳入

(款) 8繰越金

(項) 1繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	1,000	3,815	4,815	1繰越金	3,815	前年度繰越金
計	1,000	3,815	4,815			

3 歳 出 (款) 7 諸支出金				(項) 1 償還金及び還付加算金						(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 償 還 金	0	3,815	3,815				3,815	22 償還金、利子及び割引料	3,815	01 国庫支出金等返還事業 22 国庫支出金等返還金	3,815 3,815
計	1,000	3,815	4,815				3,815				

議案第 4 3 号

令和元年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 4 4 号

令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 4 5 号

令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 4 6 号

令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和元年度

かすみがうら市一般会計・特別会計歳入
歳出決算及び基金運用状況審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 64 号
令和 2 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員

同

同

古 川 誠

坂 本 裕

田 谷 文



令和元年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に
付された令和元年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算
及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果につ
いて、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

令和元年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算

令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和元年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類

令和元年度かすみがうら市決算付属書類

第2 審査の期間

令和2年6月1日から同年8月18日まで

第3 審査の方法

提出された令和元年度かすみがうら市の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、関係職員から説明を聴取し、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているか審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された令和元年度かすみがうら市の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、後述の意見のとおり一層改善努力を要するもののほかは、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されているものと認められた。

基金の運用状況では、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第5 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和元年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	19,538,856,000	19,384,271,910	18,820,517,850	563,754,060
特別会計	8,993,689,000	8,636,782,321	8,537,768,965	99,013,356
合 計	28,532,545,000	28,021,054,231	27,358,286,815	662,767,416

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)
一般会計		19,384,271,910	18,820,517,850	563,754,060	68,363,480	495,390,580
特別会計	国民健康 保険	4,405,341,625	4,345,735,810	59,605,815	0	59,605,815
	後期高齢 者医療	821,120,620	818,888,512	2,232,108	0	2,232,108
	介護保険	3,410,320,076	3,373,144,643	37,175,433	0	37,175,433
合 計		28,021,054,231	27,358,286,815	662,767,416	68,363,480	594,403,936

形式収支額は、6億6,276万7,416円、このうち翌年度へ繰越すべき財源6,836万3,480円を差し引いた実質収支額は5億9,440万3,936円の黒字となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	19,538,856,000	19,639,044,140	19,384,271,910	99.2%	98.7%
国民健康 保険	4,594,199,000	4,695,603,663	4,405,341,625	95.9%	93.8%
後期高齢者 医療	820,246,000	823,839,362	821,120,620	100.1%	99.7%
介護保険	3,579,244,000	3,455,675,736	3,410,320,076	95.3%	98.7%
合 計	28,532,545,000	28,614,162,901	28,021,054,231	98.2%	97.9%

歳入決算額は280億2,105万4,231円で、予算現額285億3,254万5,000円に対する収入割合は、98.2%となっている。また、調定額286億1,416万2,901円に対する収入割合は97.9%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	19,639,044,140	19,384,271,910	21,000,318	233,771,912	98.7%
国民健康 保険	4,695,603,663	4,405,341,625	29,107,485	261,154,553	93.8%
後期高齢者 医療	823,839,362	821,120,620	498,542	2,220,200	99.7%
介護保険	3,455,675,736	3,410,320,076	11,342,440	34,013,220	98.7%
合 計	28,614,162,901	28,021,054,231	61,948,785	531,159,885	97.9%

調定額は286億1,416万2,901円で、収入済額は280億2,105万4,231円であり、不納欠損額は6,194万8,785円、収入未済額は5億3,115万9,885円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,801,770,566	2,690,645,810	10,677,832	100,446,924
	固定資産税	2,767,411,032	2,651,150,408	9,363,486	106,897,138
	軽自動車税	142,189,170	127,450,945	959,000	13,779,225
	児童福祉費 負担金	145,729,460	144,642,910	0	1,086,550
	使用料	27,765,422	27,736,452	0	28,970
	雑 入	279,897,713	268,364,608	0	11,533,105
会計小計				21,000,318	233,771,912
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,245,776,463	955,928,891	29,107,485	260,740,087
	雑 入	39,890,140	39,475,674	0	414,466
会計小計				29,107,485	261,154,553
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	338,938,442	336,219,700	498,542	2,220,200
会計小計				498,542	2,220,200
介護保険 特別会計	介護保険料	829,831,610	784,646,850	11,342,440	33,842,320
	雑 入	12,159,923	11,989,023	0	170,900
会計小計				11,342,440	34,013,220
合 計				61,948,785	531,159,885

不納欠損額は6,194万8,785円で、主なものは、国民健康保険税2,910万7,485円、介護保険料1,134万2,440円、市民税1,067万7,832円、固定資産税936万3,486円である。

収入未済額は5億3,115万9,885円で、主なものは、国民健康保険税2億6,074万87円、固定資産税1億689万7,138円、市民税1億44万6,924円である。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	19,538,856,000	18,820,517,850	226,530,480	491,807,670	96.3%
国民健康保険 特別会計	4,594,199,000	4,345,735,810	0	248,463,190	94.6%
後期高齢者 医療特別会計	820,246,000	818,888,512	0	1,357,488	99.8%
介護保険 特別会計	3,579,244,000	3,373,144,643	0	206,099,357	94.2%
合 計	28,532,545,000	27,358,286,815	226,530,480	947,727,705	95.9%

歳出決算額は273億5,828万6,815円で、予算現額285億3,254万5,000円に対する執行率は95.9%となっている。

翌年度への繰越額は2億2,653万480円で、不用額は9億4,772万7,705円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和元年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 193 億 8,427 万 1,910 円で調定額に対する収入率は 98.7%となっている。歳出決算額は 188 億 2,051 万 7,850 円で予算額に対する執行率は 96.3%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）5 億 6,375 万 4,060 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 6,836 万 3,480 円を控除した実質収支額は 4 億 9,539 万 580 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.2%、法人市民税 99.6%、固定資産税 98.5%、軽自動車税 95.9%となっているが、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 30.2%、法人市民税 36.3%、固定資産税 25.9%、軽自動車税 20.5%となっており各税とも滞納繰越額の削減の徹底が望まれる。

また、令和元年度において、個人市民税 1,039 万 4,532 円、法人市民税 28 万 3,300 円、固定資産税 936 万 3,486 円、軽自動車税 95 万 9,000 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 44 億 534 万 1,625 円で調定額に対する収入率は 93.8%となっている。歳出決算額は 43 億 4573 万 5,810 円で予算額に対する執行率は 94.6%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 5,960 万 5,815 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 92.2%、後期高齢者支援金分 91.9%、介護納付金分 88.5%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 100%、後期高齢者支援金分 100%、介護納付金分 100%となっているが、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 22.8%、後期高齢者支援金分 22.8%、介護納付金分 22.1%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 28.9%、後期高齢者支援金分 28.8%、介護納付金分 29.1%となっており、前年度と比較して低下しているため、一層の収納努力が望まれる。

なお、令和元年度において、一般被保険者国民健康保険税 2,910 万 7,485 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 8 億 2,112 万 620 円で、調定額

に対する収入率は 99.7%となっている。歳出決算額 8 億 1,888 万 8,512 円で予算額に対する執行率は 99.8%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 223 万 2,108 円となっている。

なお、令和元年度において 49 万 8,542 円の不納欠損処分が行なわれている。

（６）介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額 34 億 1,032 万 76 円で調定額に対する収入率は 98.7%となっている。歳出決算額は 33 億 7,314 万 4,643 円で予算額に対する執行率は 94.2%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 3,717 万 5,433 円となっている。

なお、令和元年度において 1,134 万 2,440 円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和元年度0.61、平成30年度0.61、29年度0.61、28年度0.61、27年度0.63と、ほぼ横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和元年度は97.5%で、前年度の95.2%と比べ、2.3%増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和元年度は92.6%で、前年度92.6%と増減がない状況である。

なお、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は88.0%で、前年度87.2%と比べ、0.8%増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%～5%程度が望ましいといわれている。

令和元年度は4.6%で、前年度の8.8%と比べ、4.2%減少している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

令和元年度は9.5%で、前年度の9.9%と比べ、0.4%減少している。

第6 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、下稲吉中学校体育館建設用地等の購入により、13,886 m²を取得し、令和元年度末現在高は1,350,351 m²となっている。

建物の延床面積は、143 m²増加したことにより、令和元年度末現在高は129,974 m²となっている。

山林は、年度中の増減はなく、令和元年度末現在高は80,419 m²となっている。

2 出資による権利

出資金は、年度中に60万円増加したことにより、令和元年度末現在高は8,006万7,000円となっている。

3 物品

物品は車両で、年度内に公用車購入等で14台の増、廃車等で14台の減により、令和元年度末現在高は140台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など13の基金がある。前年度末現在高は72億6,019万7,013円であったが、年度内に地域づくり基金など8つの基金で6億1,143万6,045円増加している一方、国民健康保険支払準備基金など5つの基金で4億2,096万5,246円減少したことにより、令和元年度末の現在高は74億5,066万7,812円となっている。

第7 審査意見

決算審査を通した意見、指摘事項は次のとおり。

(1) 財政状況について

令和元年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は 4.6%である。また、健全化判断比率の一つである実質公債費比率については 9.5%（対前年度比 0.4%減）である。将来負担比率については 57.7%（対前年度比 1.8%増）と、ともに早期健全化基準を下回っており財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて増減はなく 92.6%となっている。経常収支比率が 80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努め、また、柔軟な施策により歳入を確保するなどして財政構造の弾力性の確保に努められたい。

(2) 財源の確保

①収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で 2 億 3,377 万 1,912 円（対前年度比 15.6%減）、特別会計で 2 億 9,738 万 7,973 円（対前年度比 29.6%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市税 1 億 44 万 6,924 円、固定資産税 1 億 689 万 7,138 円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で 2 億 6,074 万 87 円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、茨城租税債権管理機構の活用、木曜日延長窓口納税相談の実施、コンビニ納付や口座振替の実施、差押財産の公売などの滞納処分実施、三課合同滞納整理など鋭意努力されていることは認められるものの、以前として多額である。

厳しい財政状況の中、負担の公平の原則に基づき貴重な自主財源の確保のため、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

前述のとおり、収入未済額の縮減に努められているところではあるが、今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力されたい。

②不納欠損処分 of 厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 2,100 万 318 円、特別会計で 4,094 万 8,467 円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 1,039 万 4,532 円（対前年度比 7.3%減）、固定資産税 936 万 3,486 円（対前年度比 6.2%減）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 2,910 万 7,485 円（対前年度比 2.5%増）などとなっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると認められるが、不納欠損額は依然として多額である。今後とも更なる縮減に向けて慎重かつ厳正に対応することを望むものである。

（３）予算の適正執行

①予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和 2 年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 2 億 2,653 万 480 円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

②不用額について

これまで、「会計年度独立の原則」により、他の自治体と同様に、極力、不用額は出さない、いわゆる「使いきり予算」が励行されてきたものとする。

しかし、新型コロナウイルス禍により、これまでどおりの歳入を確保することが困難な状況が見込まれ、従前どおりの予算執行を行った場合に、経常事業に要する予算不足が懸念されるところである。

このような状況に鑑み、経済が回復するまでの当面の間は、従前の「使いきり予算」の予算執行は行わず、経費を削減するなどにより、積極的に不用額をねん出し、翌年度以降の財源に利用するという財政運営への転換も必要になるものとするので、検討されたい。

③財源の有効活用

普通会計における令和元年度の実質収支比率は 4.6%と、前年度より 4.2%減少しているものの、その額は、4 億 9,539 万 580 円（前年度 9 億 6,347 万 3,978 円、前々年度 10 億 6,188 万 6,153 円）と極めて高い額となっている。

④補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、引き続き市補助金交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

なお、昨年是要望という形で指摘した団体への補助金の実績報告書の様式が違っている件については改善されないことから、決算審査の意見として指摘させていただくこととする。

第8 むすび

国内においては、昨年末に中華人民共和国の武漢市の集団感染から始まった新型コロナウイルス感染症に伴い、国民の生命や日本経済などへの影響が危惧されているところである。

2020年4月7日に、日本国内では史上初めて「緊急事態宣言」が発出される事態となり、当初、5月6日までの1ヶ月の期間を想定していた宣言も感染が収束することがなく、本県では5月14日に宣言が解除されることになった。

国は、新型コロナウイルス禍により経済的に大きな打撃を受けた事業者等を支援する対策を打ち出したが、今後、地方においても国と一丸となってこの難局に取り組んでいく必要があるものと考えている。

国内がそうであるように、本市においても、様々な要因による人の動きの制限に伴う消費の落ち込み、イベント自粛要請等に伴う観光客の減少、サプライチェーンの混乱による事業者への影響が懸念されるところである。

その影響は、今後、明らかになっていくものと思われるが、特に、国内経済の重要な部分を支える中小企業・小規模事業者にとっても、甚大な被害があるものと予想されている。

専門家の中には、コロナ禍による経済への影響は、リーマンショックをも遥かに超えるのではないかと深刻に受け止める向きもある。

本市においても、世界各国、日本国内がそうであるように、経済的損失や、市内産業に及ぼされる影響は計り知れないものがある。

今後は、消費意欲の喚起対策により収入を堅持していく方策が求められるところではあるが、新型コロナウイルス感染症の完全な終息が見通せない中、市民の不安は払拭されず、人の動きは鈍り、消費意識が委縮することから、その効果が十分に得られないことも想定される。

そのような状況を勘案すれば、当面の間、本市の税収など歳入面では、かつてない厳しい状況に置かれることは想像に難しくなく、従前のような歳出を続けるのではなく、「不要不急」な支出を控え、可能な限り支出

の削減に努め、まったなしで伸び続けるであろう社会保障費等の増大をも見据えながら、この危機を乗り越えていかなければならないと考えるところでもある。

最後に、市執行部には、かつてない厳しい財政下での「かじ取り」が要求されると思う。そのような中でも「費用対効果」を念頭に置き、「選択と集中の理念」で真に必要な事業に重点を置き、不要な事業は廃止をも見据えた見直しを図るなど、柔軟かつ積極的な行財政運営に努めることにより、市の発展と健全な経営に資するべく、これまで以上に職員一丸となって尽力されることをお願いしたい。

議案第 4 7 号

令和元年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

令和元年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 48 号

令和元年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について

令和元年度かすみがうら市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和元年度

かすみがうら市公営企業会計
決算審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 65 号
令和 2 年 8 月 18 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員

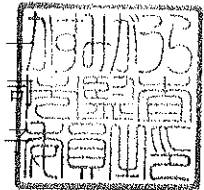
同

同

古 川 誠

坂 本 裕

田 谷 文



令和元年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和元年度かすみがうら市水道事業会計及び令和元年度かすみがうら市下水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

令和元年度かすみがうら市水道事業会計決算

令和元年度かすみがうら市下水道事業会計決算

第 2 審査の期間

令和 2 年 6 月 1 日から同年 8 月 18 日まで

第 3 審査の方法

提出された、かすみがうら市水道事業会計並びに下水道事業会計の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認

するとともに、水道事業会計並びに下水道事業会計の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第4 審査の意見

審査に付された令和元年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和元年度かすみがうら市下水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、会計処理が適正に行われているものと認められた。

第5 審査の概要

【水道事業会計】

1 業務状況について

区 分	単位	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		実績	増減比	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	42,267	△278	42,060	△207	41,483	△577
年度末給水人口	人	40,190	△167	40,240	50	39,600	△640
普及率	%	95.1	0.2	95.6	0.5	95.4	△0.2
年間総配水量	m ³	4,349,301	△24,825	4,352,519	3,218	4,359,976	7,457
年間総有収水量	m ³	3,754,248	△6,825	3,769,812	15,564	3,756,604	△13,208
有収率	%	86.3	0.3	86.6	0.3	86.2	△0.4
一日一人平均給水量	ℓ	256	1	256	0	259	3

令和元年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和元年度末の普及状況は、給水人口 39,600 人、普及率 95.4% となっている。

平成 30 年度との比較においては、給水人口は 640 人の減少、普及率は 0.2%の減少となっている。

年間総配水量は 4,359,976 m³となっており 7,457 m³(0.17%)の増加、年間総有収水量は 3,756,604 m³となっており 13,208 m³(0.4%)の減少、結果、有収率は 86.2%となり 0.4%減少している。

2 経営状況について

収益的収入及び支出における、水道事業収益は9億6,818万543円（税抜き）で対前年度と比較し536万3,091円の減少となった。

水道事業費（支出）は 9 億 2,021 万 7,257 円（税抜き）で前年度と比較すると、428 万 1,630 円の減少となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益 8 億 7,604 万 5,783 円（税抜き）、営業外収益 9148 万 4760 円（税抜き）となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、水道事業収益の 90.5%を占めている。その中で最も主要な給水収益は、前年度と比較すると 215 万 9,341 円、0.26%減少している。

次に、水道事業費は営業費用（支出）が 8 億 5,810 万 4,238 円で前年度と比較すると 77 万 9,405 円の増加となった。その主な要因は、配水及び給水費、資産減耗費等が減少したものの、委託費の増加に伴い総係費が増加したことによる。

営業外費用は 6,144 万 8,269 円（税抜き）の決算となっており、前年度と比較すると 546 万 781 円削減された。その要因は支払利息の減少である。

以上のことにより、令和元年度の純利益は 4,796 万 3,286 円となり、前年度と比較すると 108 万 1,461 円の減少となった。

また、令和元年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金 2,500 万円（対前年度比増減なし）を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本金的収入及び支出については、収入が 2 億 3,150 万円（税抜き）で、支出は 4 億 9,479 万 3,530 円（税抜き）である。収入は企業債である。支出は、建設改良費が 2 億 3,564 万 1,427 円（税抜き）と企業債償還金 2 億 5,915 万 2,103 円（税抜き）である。収入（税込み）が支出（税込み）に対し不足する額 2 億 8,539 万 7,512 円は、消費税資本金的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填している。

3 キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の 3 つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3 つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは 1 億 7,127 万 7,279 円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは 2 億 3,564 万 1,427 円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは 2,928 万 2,103 円のマイナスである。

また、令和元年度末の資金残高は 8 億 5,636 万 1,594 円となり、前年度末より 9,364 万 6,251 円減少となった。

業務活動によるキャッシュ・フローがプラスで、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金で、投資活動や企業債の償還などの財務活動行っていることが分かる。

4 むすび

昨年暮れからの新型コロナウイルス感染拡大を背景として、「ライフライン」としての水道の役割は、以前にも増して重要なものに位置付けられている。

なお、市の人口は、年々減少の一途をたどっており、それに伴い、令和元年度における新規水道加入者も減少している。

また、給水収益の大幅な増加は期待できない状況の中、施設の老朽化に伴う配水施設の更新や修繕、災害時の安定供給のための整備を年次的に行わなければならない状況にあり、厳しい経営状況に置かれているものと考察される。

これらのことを踏まえ、今後の企業経営に当たっては、次の点に留意し運営されるようお願いしたい。

- ① 安全・安心で安価な水道水を供給することは使命である。将来にわたり安定的に水道事業経営を継続させるため、余剰経費の削減の観点からも「不要不急」な支出を削減することなどにより、健全で効率的な水道事業の経営に努められたい。
- ② 受益者負担の原則と公平性、さらには、健全な企業運営の観点からも、水道料金の未収金については、収納対策の推進に努められたい。
- ③ 設備投資については、各種災害に対応出来る体制の構築に向け、引き続き整備に努められたい。また、導・配水施設等の更新については、費用対効果の観点から、その方法を調査研究し、計画的で経済的な更新に努められたい。
- ④ 年間総配水量に占める年間総有収水量の率「有収率」は 86.2%で、前年度よりも若干下がっており、引き続き有収率の向上により経費削減を図られるよう努められたい。(令和元年度 86.2%、平成 30 年度 86.6%、平成 29 年度 86.3%、平成 28 年度 86.0%、平成 27 年度 85.7%)

【下水道事業会計】

1 業務状況について

区 分	単位	平成 30 年度	令和元年度	
		実績	実績	増減比
行政区域内人口	人	42,060	41,483	△577
処理区域内人口	人	33,433	33,014	△419
水洗化人口	人	30,695	30,420	△275
普及率	%	79.5	79.6	0.1
水洗化率	%	91.8	92.1	0.3
年間総排水量	m ³	3,266,131	3,629,191	363,060
年間総有収水量	m ³	2,920,934	2,915,984	△4,950
有収率	%	89.4	80.3	△9.1

令和元年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和元年度末の普及状況は、水洗化人口 30,420 人、水洗化率は 92.1%となっている。

平成 30 年度との比較においては、水洗化人口 275 人の減少、水洗化率は 0.3%の増加となっている。

年間総排水量は 3,629,191 m³となっており 363,060 m³の増加、年間総有収水量は 2,915,984 m³となっており 4,950 m³の減少、結果、有収率は 80.3%となり 9.1%減少している。

2 経営状況について

収益的収入及び支出における、下水道事業収益は 16 億 5,366 万 6,252 円（税抜き）となり、下水道事業費用（支出）は 14 億 1,189 万 4,765 円（税抜き）となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の下水道事業収益については、営業収益 3 億 8,646 万 9,912 円（税抜き）、営業外収益 12 億 6,719 万 6,340 円（税抜き）となっている。

次に、下水道事業費用（支出）は営業費用が 11 億 6,594 万 3,297 円（税抜き）、営業外費用が 1 億 5,311 万 2,468 円（税抜き）となった。

以上のことにより、令和元年度の純利益は 2 億 4,177 万 1,487 円となった。

また、下水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金 7 億 9,808 万円を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が 2 億 2,844 万 5,280 円（税抜

き)で、支出は7億6,180万7,593円(税抜き)である。収入は、企業債、負担金及び分担金、他会計補助金、国庫補助金である。支出は、建設改良費4,118万7,286円(税込み)と企業債償還金7億2,062万307円(税抜き)である。収入(税込み)が支出(税込み)に対し不足する額5億3,658万2,700円は、消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填している。

3 キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入(キャッシュ・フロー)を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは5億9,828万9,342円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは4,375万7,994円のプラスである。財務活動によるキャッシュ・フローは5億7,712万307円のマイナスである。

このことにより、令和元年度末の資金残高は、6,492万7,029円となった。

業務活動及び投資活動によるキャッシュ・フローがプラスで、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金や投資活動による他会計からの補助金などにより、財務活動による企業債の償還を行っていることが分かる。

4 むすび

これまで特別会計であった下水道事業並びに農業集落排水事業は、令和元年度から公営企業会計に移行し、新たなスタートを切ったところである。

社会的な背景からいえば、新型コロナウイルスのまん延を防止するためにも、下水道等による衛生環境の保持は以前にも増して重要なものとなっている。

歴史的に見ても、下水道は、疫病のまん延防止のために重要な役割を担い、現代においては衛生的で文化的な生活を営むために欠くことのできない「ライフライン」となっている。

さて、令和元年度の決算書を見ると、収入面においては他会計からの補助金と企業債に依存している割合が高いため、健全経営の観点からも、加入率を上げ、使用料収入を確保するなど、他会計への依存割合を縮小していく努力も必要であると考ええる。

なお、今後の企業経営に当たっては、次の点に留意し運営されるようお願いしたい。

- ① 今後とも、下水道事業の安定的かつ継続的な事業経営の観点からも、「不要不急」な支出を極力抑え、将来にわたり、更なる住民福祉向上を目指し、努力されるようお願いしたい。
- ② 受益者負担の原則と公平性、さらには、健全な企業運営の観点からも、使用料未収金の削減に努められたい。
- ③ 設備投資については、各種災害に対応出来る体制の構築に向け、費用対効果の観点も踏まえ、その方法を調査研究し、計画的で経済的な更新に努められたい。
- ④ 年間総排水量に占める年間総有収水量の率「有収率」は80.3%で、前年度よりも9.1%下がっていることから、的確に原因を調査し、有収率の向上により経費削減を図るよう努められたい。(令和元年度80.3%、平成30年度89.4%)

議案第 4 9 号

新治地方広域事務組合の解散について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条の規定により、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって新治地方広域事務組合を解散することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 5 0 号

新治地方広域事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって新治地方広域事務組合を解散することに伴い、同組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

別紙

次に掲げる新治地方広域事務組合の財産を全てかすみがうら市に帰属させるものとする。

1 歳計現金（令和3年3月31日残高）

2 土地 36,727.73㎡

所 在	登記簿面積
かすみがうら市上佐谷33番	1,031.00㎡
かすみがうら市上佐谷33番2	132.00㎡
かすみがうら市上佐谷34番	1,601.00㎡
かすみがうら市上佐谷35番3	428.00㎡
かすみがうら市上佐谷36番	3,054.00㎡
かすみがうら市上佐谷37番	2,002.00㎡
かすみがうら市上佐谷37番1	85.00㎡
かすみがうら市上佐谷37番2	212.00㎡
かすみがうら市上佐谷38番1	737.00㎡
かすみがうら市上佐谷38番2	1,276.00㎡
かすみがうら市上佐谷50番1	1,684.00㎡
かすみがうら市上佐谷31番1	24,485.73㎡

3 建物 8,478.82㎡

建物の名称	延床面積
老人福祉センターふれあいの里	692.42㎡

老人福祉センターふれあいの里（増築分）	14.58m ²
老人福祉センター物置	16.20m ²
老人福祉センターボイラー室	16.02m ²
環境クリーンセンター管理棟	1,502.60m ²
環境クリーンセンター焼却施設	3,517.60m ²
環境クリーンセンター粗大施設	1,443.16m ²
環境クリーンセンターガラス選別施設棟	227.30m ²
環境クリーンセンタービンストックヤード	136.04m ²
環境クリーンセンター粗大ごみストックヤード	184.87m ²
環境クリーンセンター油化施設西	164.28m ²
環境クリーンセンター油化施設東	195.45m ²
車庫(1)	163.53m ²
車庫(2)	192.72m ²
深井戸ポンプ小屋	12.05m ²

4 構築物

構築物の名称	数量
老人福祉センター受水槽	一式
環境クリーンセンター焼却施設機械設備	一式
環境クリーンセンター粗大施設機械設備	一式
環境クリーンセンター貯水槽(1)	一式
環境クリーンセンター貯水槽(2)	一式

5 物品

種類	物品の名称	数量
----	-------	----

車両	いすゞ エルフ 2 t ユニック (土浦11み67-67)	1台
車両	いすゞ 4tダンプ (土浦11ゆ25-47)	1台
車両	三菱ふそう 4tダンプ (土浦110さ280)	1台
車両	いすゞ 2tダンプ (土浦400せ78-25)	1台
車両	いすゞ 4tダンプ (土浦100す39-69)	1台
車両	トヨタ プリウス (土浦301つ46-43)	1台
車両	ダイハツ ハイゼットカーゴ (土浦480く54-38)	1台
車両	日産 ADバン (土浦400て22-48)	1台
車両	日立 パワーショベル	1台
車両	搭乗式自動清掃機	1台
車両	日立 ホイルローダー	1台
車両	小松 ホイルローダー	2台
車両	小松 フォークリフト	1台
車両	トヨタ フォークリフト	1台

6 上記以外の物品

議案第 5 1 号

霞台厚生施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、霞台厚生施設組合規約（昭和 4 7 年地指令第 6 0 8 号）を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

別紙

霞台厚生施設組合理約（昭和47年地指令第608号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名中「総 則」を「総則」に改める。

第2条中「次の市町」を、「石岡市，小美玉市，かすみがうら市及び茨城町（以下「関係市町」という。）」に改め、「石岡市，小美玉市，かすみがうら市，茨城町」を削る。

第3条各号列記以外の部分中ただし書を削り、同条第2号中「建設及び当該建設に附帯する事務並びに関連施設の整備及び維持管理並びに当該整備等」を「関連施設の整備並びにこれら」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

（3） ごみ処理施設及びこれに附帯する施設の設置及び管理運営等に関すること。

（4） 地域還元施設の設置及び管理運営等に関すること。

第4条の見出し中「組合事務所」を「組合の事務所」に改める。

第2章の章名中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

第5条の見出し中「組合議会」を「組合の議会」に改め、同条第1項中「組合議会」を「組合の議会」に改め、「次のとおり」を「，次のとおり」に改める。

第6条第1項中「市町議会議員」を「市町の議会議員」に、「その」を「組合議員の」に改め、同条第2項中「市町議会」を「市町の議会」に改め、同条第3項中「補欠議員」を「補欠の組合議員」に改める。

第7条第1項中「組合議会」を「組合の議会」に、「議員」を「組合議員」に改める。

第8条中「議員の出席者」を「組合議員の出席者」に改める。

第9条第3項中「執行する」を「，執行する」に改め、同条第4項中「管理者

を」を「，管理者を」に改め、「または欠けた場合に」を「又は欠けたときは，」に、「その職務」を「管理者の職務」に改め、同条第5項中「当該市町」を「，当該市町」に、「同時」を「，同時」に改める。

第10条第2項中「が兼務する」を「をもって充てる」に改める。

第11条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改め、第3項中「組合議員の任期」を「，組合議員の任期」に、「同時」を「，同時」に改める。

第13条第1項中「使用料，」を「使用料，手数料」に改め、同条第2項中「組合議会」を「組合の議会」に改める。

第5章の章名中「補 則」を「補則」に改める。

第14条の見出しを「(その他)」に改め、同条中「議会」を「組合の議会」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(参考資料)

付議事件(条例)条文新旧対照表

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

かすみがうら市監査委員条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(職員の賠償責任の監査等) 第11条 監査委員は、 法第243条の2第3項 若しくは第8項後段又は公企法第34条の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	(職員の賠償責任の監査等) 第11条 監査委員は、 法第243条の2の2第3項 若しくは第8項後段又は公企法第34条の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2第8項 の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、100万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項 の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、100万円以上である場合とする。

霞台厚生施設組合格約 新旧対照表

改正前	改正後
第1章 総 則 (組合の名称) 第1条 この組合は、霞台厚生施設組合(以下「組合」という。)という。	第1章 総則 (組合の名称) 第1条 この組合は、霞台厚生施設組合(以下「組合」という。)という。
(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、 次の市町 をもって組織する。 石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨	(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、 石岡市、小美玉市、かすみがうら市及び茨城町(以下「関係市町」という。) をもって組織する。

城町	
(組合の共同処理する事務) 第 3 条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。<u>ただし、第 3 号及び第 4 号に掲げる事務については、石岡市及び小美玉市に限る。</u> (1) ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整に関すること。 (2) ごみ処理広域化に係る計画に基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「ごみ処理施設」という。)<u>の建設及び当該建設に附帯する事務並びに関連施設の整備及び維持管理並びに当該整備等に附帯する事務に関すること。</u> (3) <u>石岡市及び小美玉市のごみ処理に関すること。ただし、石岡市に係るものについては旧石岡市の区域(平成 17 年 9 月 30 日現在の石岡市の区域をいう。)を対象とし、小美玉市に係るものについては旧小川町及び旧玉里村の区域(平成 18 年 3 月 26 日現在の小川町及び玉里村の区域をいう。)を対象とする。</u> (4) <u>現に組合が有するごみ処理施設及びこれに附帯する施設等の設置及び維持管理に関すること。</u>	(組合の共同処理する事務) 第 3 条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整に関すること。 (2) ごみ処理広域化に係る計画に基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「ごみ処理施設」という。)<u>の関連施設の整備並びにこれらに附帯する事務に関すること。</u> (3) <u>ごみ処理施設及びこれに附帯する施設の設置及び管理運営等に関すること。</u> (4) <u>地域還元施設の設置及び管理運営等に関すること。</u>
(<u>組合事務所</u>の位置) 第 4 条 組合の事務所は、小美玉市高崎 1824 番地 2 に置く。	(<u>組合の事務所</u>の位置) 第 4 条 組合の事務所は、小美玉市高崎 1824 番地 2 に置く。
第 2 章 <u>組合議会</u> (<u>組合議会</u>の組織) 第 5 条 <u>組合議会</u>の議員(以下「組合議員」という。)の定数は 17 人とし、関係市町の組合議員の定数は<u>次のとおり</u>とする。 石岡市 5 人 小美玉市 4 人 かすみがう	第 2 章 <u>組合の議会</u> (<u>組合の議会</u>の組織) 第 5 条 <u>組合の議会</u>の議員(以下「組合議員」という。)の定数は 17 人とし、関係市町の組合議員の定数は、<u>次のとおり</u>とする。

ら市 4 人 茨城町 4 人 2 前項の組合議員は、関係市町の議会議員の中から当該市町議会において互選する。	石岡市 5 人 小美玉市 4 人 かすみがうら市 4 人 茨城町 4 人 2 前項の組合議員は、関係市町の議会議員の中から当該市町議会において互選する。
(組合議員の任期及び補充) 第 6 条 組合議員の任期は、当該市町議会議員の任期とする。ただし、当該市町議会議員の資格を失ったときは、その職を失う。 2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町議会において、直ちに補欠の組合議員を互選しなければならない。 3 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。	(組合議員の任期及び補充) 第 6 条 組合議員の任期は、当該市町の議会議員の任期とする。ただし、当該市町の議会議員の資格を失ったときは、組合議員の職を失う。 2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町の議会において、直ちに補欠の組合議員を互選しなければならない。 3 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。
(議長及び副議長) 第 7 条 組合議会は、議員の中から議長及び副議長各 1 人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。	(議長及び副議長) 第 7 条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各 1 人を選挙しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。
(特別議決) 第 8 条 組合の議会の議決すべき事件のうち関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。	(特別議決) 第 8 条 組合の議会の議決すべき事件のうち関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。
第 3 章 組合の執行機関 (管理者及び副管理者) 第 9 条 組合に管理者 1 人、副管理者 3 人を置く。 2 管理者は、関係市町の長の互選により定め、副管理者は、管理者とならなかった関係市町の長をもって充てる。	第 3 章 組合の執行機関 (管理者及び副管理者) 第 9 条 組合に管理者 1 人、副管理者 3 人を置く。 2 管理者は、関係市町の長の互選により定め、副管理者は、管理者とならなかった関係市町の長をもって充てる。

3 管理者は、組合を統括し、これを代表するとともに組合の事務を管理し<u>執行する</u>。 4 副管理者は<u>管理者を</u>補佐し、管理者に事故あるとき<u>または欠けた場合に</u>管理者があらかじめ定めた順序に従い<u>その職務</u>を代理する。 5 管理者及び副管理者の任期は<u>当該市町</u>の長の任期とする。ただし、当該市町の長の職を失ったときは<u>同時</u>にその職を失う。	3 管理者は、組合を統括し、これを代表するとともに組合の事務を管理し、<u>執行する</u>。 4 副管理者は、<u>管理者を</u>補佐し、管理者に事故あるとき<u>又は欠けたときは</u>、管理者があらかじめ定めた順序に従い<u>管理者の職務</u>を代理する。 5 管理者及び副管理者の任期は、<u>当該市町</u>の長の任期とする。ただし、当該市町の長の職を失ったときは、<u>同時</u>にその職を失う。
(会計管理者) 第10条 組合に会計管理者1人を置く。 2 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者<u>が兼務する</u>。 3 会計管理者は、組合の出納その他会計事務をつかさどる。	(会計管理者) 第10条 組合に会計管理者1人を置く。 2 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者<u>をもって充てる</u>。 3 会計管理者は、組合の出納その他会計事務をつかさどる。
(監査委員) 第11条 組合に監査委員を2人置く。 2 監査委員は、管理者が組合議員の中から<u>組合議会</u>の同意を得て選任する。 3 監査委員の任期は<u>組合議員の任期</u>とする。ただし、任期中に組合議員の資格を失ったときは<u>同時</u>にその職を失う。	(監査委員) 第11条 組合に監査委員を2人置く。 2 監査委員は、管理者が組合議員の中から<u>組合の議会</u>の同意を得て選任する。 3 監査委員の任期は、<u>組合議員の任期</u>とする。ただし、任期中に組合議員の資格を失ったときは、<u>同時</u>にその職を失う。
(職員) 第12条 組合に職員を置き、管理者が任免する。 2 職員の定数、その他については条例で定める。	(職員) 第12条 組合に職員を置き、管理者が任免する。 2 職員の定数、その他については条例で定める。
第4章 組合の経費 (経費の支弁方法) 第13条 組合の経費は、<u>使用料</u>、その他の収入及び関係市町の分賦金をもって充てる。 2 分賦金は、<u>組合議会</u>の議決によって定め、関係市町がそれぞれ負担するものと	第4章 組合の経費 (経費の支弁方法) 第13条 組合の経費は、<u>使用料</u>、<u>手数料</u>その他の収入及び関係市町の分賦金をもって充てる。 2 分賦金は、<u>組合の議会</u>の議決によって定め、関係市町がそれぞれ負担するものと

する。 3 前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。	する。 3 前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。
第5章 <u>補 則</u> <u>(補助)</u> 第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は<u>議会</u>の議決を経て管理者がこれを定める。	第5章 <u>補則</u> <u>(その他)</u> 第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は<u>組合の議会</u>の議決を経て管理者がこれを定める。